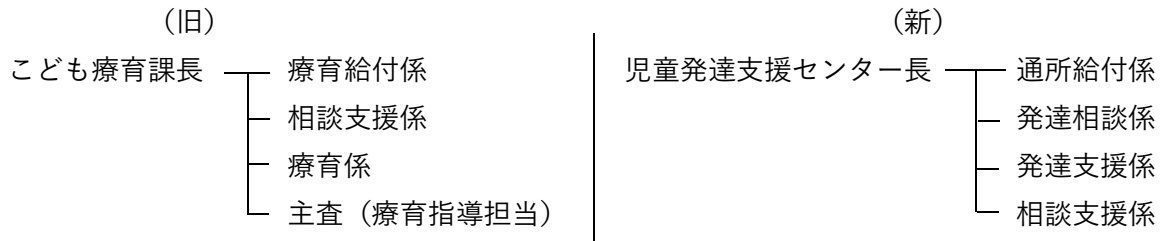


報告事項 (2)

⑤ 千歳市児童発達支援センターについて

(1) 組織改正

令和6年4月1日付組織改正により、課名を「こども療育課」から「児童発達支援センター」に、3係1主査体制を4係体制に変更しました。



〔業務分担〕

係名	主たる業務
通所給付係	・ 障害児通所給付等支給決定業務 ・ 医療的ケア児支援事業 など
発達相談係	・ 発達相談 (こども発達相談室はぐ) ・ 医療的ケア児支援協議会 など
発達支援係	・ 障害児通所支援事業 (児童発達支援・放課後等デイサービス等) ・ 交流保育事業 ・ 遊びの広場「いろいろ」 ・ 巡回支援事業 ・ 保護者交流の場 など
相談支援係	・ 障害児相談支援事業 (こども相談支援室あーち)

(2) 新規事業

○遊びの広場「いろいろ」

【対象】 障害児通所支援等を利用していない就学前の子どもと保護者

【内容】 専門スタッフが遊びながら「何となく発達が気になる」など子育ての心配事を保護者からお聞きし、対応方法等を一緒に考えます。

【日程】 毎月第2金曜日 10時～11時30分

【場所】 児童発達支援センター並びに市内子育て支援センター (児童館を含む)

○保護者交流の場

【対象】 こどもの発達に不安や悩みを持つ保護者

【内容】 保護者同士が自由に話をする場です。職員がサポートに入ります。

【日程】 6月7日、9月20日、12月6日、3月7日 10時～11時30分

【場所】 総合福祉センター3階302号室

○小学校の運動面巡回児童観察 (巡回支援) 事業

【対象】 運動面で不器用な課題を持ち学校生活で困り感のある子ども

【内容】 教育委員会学校教育課が所管する特別支援教育専門家チームとして、専門スタッフが市内学校を直接訪問し、効果的な支援方法を教諭と一緒に考えます。

○支援者向け研修会 (拡充)

【対象】 障害児通所支援事業所等の職員向け